

# § 1 手引き使用の留意事項

## 1 法令等の略語

- 法 高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）
- 政 令 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号）
- 一 般 則 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号）
- 液 石 則 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号）
- コンビ則 コンビナート等保安規則（昭和 61 年 12 月 13 日通商産業省令第 88 号）
- 冷 凍 則 冷凍保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 51 号）
- 容 器 則 容器保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 50 号）
- 国際容器則 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年 6 月 30 日経済産業省令第 82 号）
- 試 験 則 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則  
(昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 54 号)
- 手数料条例 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成 12 年 3 月 31 日新潟県条例第 14 条）
- 細 則 新潟県高圧ガス保安法施行細則（昭和 57 年 6 月 1 日新潟県細則第 48 号）
- 液 石 法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
(昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号)
- 協 会 高圧ガス保安協会

## 2 申請書等（届書及び報告書を含む。以下同じ。）の記入方法

### (1) 申請者

当該法人の代表者が申請者になり、代表者の欄には代表者であることが明らかになるように、その地位を記載すること。

例えば「〇〇株式会社 代表取締役 新潟太郎」と記載すること。

申請者が代表者以外の者であるときは、代表者の委任状を添付することとし「申請代理人〇〇株式会社××工場長 新潟次郎」と記載すること。

### (2) 記入方法

名 称 欄	事業所（工場）の名称まで記入すること。
事務所所在地欄	本社所在地を記入すること。
事業所所在地欄	事業所（工場）の所在地を記入すること。

## 3 申請書等の規格

用紙の大きさはすべて日本産業規格 A4（210mm×297mm の大きさ）とすること。ただし、添付する図面等については任意でよいが、A4 の大きさに折りたたんで綴ること。

## 4 申請書等作成の留意事項

- ①申請書等を作成する場合、年月日をはじめ必要事項は必ず記入すること。
- ②添付書類が多い場合は、添付書類一覧表を作成し添付書類に見出しを付けること。
- ③添付書類は、図面等の共通化、両面印刷の使用など、枚数を減らすこと。
- ④申請書等について、問い合わせる場合があるので、担当者の連絡先を分かるようにすること。

## 5 申請書等の提出先及び提出部数

### (1) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県防災局消防課高圧ガス保安係  
電話 025(285)5511 (代表) 内線 6446、6447  
025(282)1666 (直通)

注) 申請書等の提出方法は、簡易な許可申請や軽微変更届(配管更新や弁類の取替等)は郵送による提出を原則とする。その際、連絡先・担当者のメモを同封のこと。

なお、事業所のある市町村に高圧ガス保安法の権限が移譲されている場合は、書類の提出先が市町村(消防本部)となります。この場合、本手引き掲載の提出書類と異なる可能性がありますので、「§5 関係団体の連絡先」を参考に提出先の市町村にお問い合わせください。

### (2) 提出部数

説明欄に記載のあるものを除き、1部とする。

注) 申請者等は申請書等の控えを保存すること。收受印が押印されたものの返送を希望する場合は、切手付きの返信用封筒を用意すること。

## 6 手数料

### (1) 手数料の額

手数料条例に定められている額

注) 手数料額は県のホームページ等で確認すること。

### (2) 納入方法

新潟県収入証紙を申請書に貼付し納入すること。申請書表面に貼付できない場合は、申請書裏面に貼付すること。

収入印紙を貼付したり、消印したりすることのないように注意すること。

## § 2 高圧ガス取扱い形態ごとの必要手続の概要

### 1 高圧ガス製造許可・届出・報告関係必要手続き

第一種新規.....	高圧ガス製造許可申請書.....	6
第一種変更.....	高圧ガス製造施設等変更許可申請書.....	16
規程.....	危害予防規程届書.....	20
完成検査.....	完成検査申請書.....	82
保安検査.....	保安検査申請書.....	80
開始.....	高圧ガス製造開始届書.....	22
第一種軽微変更.....	高圧ガス製造施設軽微変更届書.....	24
その他変更.....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
第一種承継.....	第一種製造事業承継届書.....	28
休止.....	高圧ガス製造施設休止届書.....	32
保安組織.....	高圧ガス保安統括者（代理者）届書.....	36
保安組織.....	高圧ガス保安技術管理者等・保安主任者等届書.....	40
保安組織.....	高圧ガス保安監督者選任（変更）届書.....	48
保安組織.....	冷凍保安責任者（代理者）届書.....	52
第二種新規.....	高圧ガス製造（事業）届書.....	56
第二種変更.....	高圧ガス製造施設等変更届書.....	58
第二種承継.....	第二種製造事業承継届書.....	60
廃止.....	高圧ガス製造廃止届書.....	22

### 2 高圧ガス貯蔵所許可・届出・報告関係の必要手続

第一種新規.....	第一種貯蔵所設置許可申請書.....	62
第一種変更.....	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書.....	68
完成検査.....	完成検査申請書.....	82
第一種軽微変更.....	第一種貯蔵所軽微変更届書.....	70
その他変更.....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
第一種承継.....	第一種貯蔵所承継届書.....	72
休止.....	高圧ガス製造施設（貯蔵）休止届書.....	34
第二種新規.....	第二種貯蔵所設置届書.....	76
第二種変更.....	第二種貯蔵所位置等変更届書.....	78
廃止.....	貯蔵所廃止届書.....	74

### 3 高圧ガス販売事業届出関係の必要手続

販売新規.....	高圧ガス販売事業届書.....	86
販売種類変更.....	販売に係る高圧ガスの種類変更届書.....	98
貯蔵新規.....	販売高圧ガス貯蔵届書.....	92
貯蔵変更.....	貯蔵高圧ガス名の変更届書.....	100
その他変更.....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
承継.....	高圧ガス販売事業承継届書.....	60
保安組織.....	高圧ガス販売主任者届書.....	104

廃止 .....	高圧ガス販売事業廃止届書.....	102
<b>4 高圧ガス輸入の必要手続</b>		
輸入 .....	輸入検査申請書.....	108
<b>5 特定高圧ガス消費届出関係の必要手続</b>		
消費新規 .....	特定高圧ガス消費届書.....	112
消費変更 .....	特定高圧ガス消費施設等変更届書.....	118
その他変更 .....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
承継 .....	特定高圧ガス消費者承継届書.....	60
保安組織 .....	特定高圧ガス取扱主任者届書.....	120
廃止 .....	特定高圧ガス消費廃止届書.....	124
<b>6 容器検査所登録関係の必要手続</b>		
検査所新規 .....	容器検査所登録申請書.....	126
検査所更新 .....	容器検査所登録更新申請書.....	126
その他変更 .....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
保安組織 .....	検査主任者届書.....	128
廃止 .....	容器検査所廃止届書.....	132
<b>7 容器関係の必要手続</b>		
変更 .....	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書.....	134
<b>8 免状交付申請関係の必要手続</b>		
製造交付 .....	高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書.....	136
販売交付 .....	高圧ガス販売主任者免状交付申請書.....	136
製造再交付 .....	高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請書.....	138
販売再交付 .....	高圧ガス販売主任者免状再交付申請書.....	138
<b>9 事故時の必要手続</b>		
事故 .....	事故届書.....	140